



令和6年度版

環境美化活動の 手引き



目次

① 環境美化推進員について

- P01 環境美化推進員の概要
- P02 環境美化活動の支援
- P04 環境美化推進員のQ&A

② わたしがやらなきゃごみ減量 ～SDGsへのスタート～

- P06 ごみの減量が必要な理由

③ ごみを取り巻く状況

- P08 本市のごみの現状について
- P09 海洋プラスチックごみ問題

④ ごみ減量の推進

- P10 雑がみを集めよう
- P12 資源物集団回収団体に対する協力金交付制度
- P14 プラスチック製容器包装(プラマーク)を分別しよう
- P15 食品ロスを減らそう
- P15 飲食店における食品ロス削減
- P16 生ごみを減量しよう
- P18 リサイクルしよう
- P18 みどりのリサイクル
- P19 使用済み小型家電のリサイクル
- P20 羽毛ふとんのリサイクル
- P20 廃食用油(使用済みごぼら油)のリサイクル
- P20 使用済みインクカートリッジのリサイクル

⑤ ごみの収集

- P21 ごみ・資源物の分別
- P22 分別収集カレンダー、ごみ・資源物の出し方便利帳
- P23 特定品目の出し方
- P24 リチウムイオン電池の出し方
- P25 資源物のゆくえ(びん・かん・特定品目)
- P26 資源物のゆくえ(ペットボトル・プラスチック製容器包装)
- P26 ごみ集積所
- P30 ごみのQ&A
- P31 家庭ごみの自己搬入
- P31 ごみ・資源物の持ち去り禁止
- P32 ごみの不法投棄防止
- P32 事業活動に伴うごみ
- P34 災害時のごみの出し方

⑥ 資料

- P36 リサイクル拠点の紹介
- P40 資源物回収業者一覧

環境美化推進員の皆さまへ

市では、生活環境の美化やごみの減量、資源化についての情報を、市民の皆さまにお伝えし、地域環境美化の推進を呼びかけています。

環境美化推進員の皆さまには、この手引きを通して市の取組みを理解し、環境美化における地域のリーダーとして、自治会等による環境美化活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

環境美化推進員の概要

概要

(1)人数

各自治会等で1名以上(人数は任意)を選任し、その中から代表者を1名選出してください。

(2)任期

任期は原則3年としますが、地域や団体の実情に合わせて変更が可能です。
任期途中で変更される場合は、下記問合せまでご連絡ください。

(3)役割

生活環境の美化やごみの減量、資源化について地域内の調整を図りながら住民の意識高揚に努め、自主活動をする役割を担います。

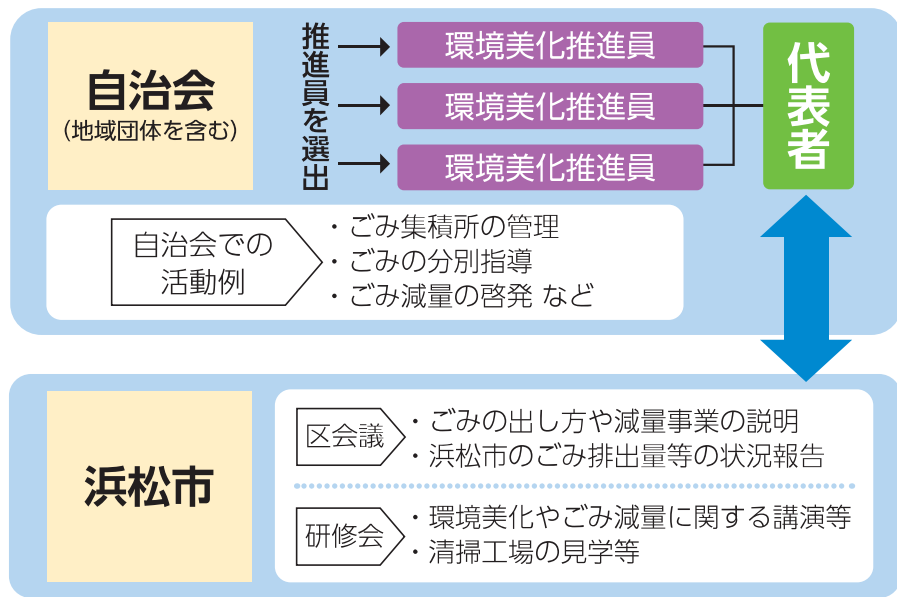
活動内容

- ・ごみ集積所の管理
- ・ごみの分別指導
- ・ごみ減量の啓発
- ・地域清掃活動の啓発や実践
- ・市で主催する会議や研修会への参加など



【問合せ】一般廃棄物対策課 ☎453-6229

環境美化推進員と浜松市の関係性



市HP

浜松市 環境美化活動

検索

各自治会が取り組んでいる環境美化活動をまとめた「地域環境美化活動事例集」も掲載しています！

環境美化活動の支援

環境美化推進員の腕章・胸章の交付

環境美化推進員には、市から腕章と胸章を交付します。腕章や胸章は、ごみの分別や集積所の管理等の活動をする際、トラブルを避けるためにご活用ください。



腕章



胸章



出前講座

ごみの減量やごみの正しい出し方について理解を深めていただくため、市職員による出前講座を実施しています。

講座名	内容	時間	講座担当課
ごみ減量セミナー	市のごみの現状や生ごみの水切り、雑がみの分別、食品ロスを出さない生活など、ごみの減らし方について説明します。 ※水切りや雑がみ分別の体験も追加可能	45分 ～ 60分	一般廃棄物対策課
ごみ・資源物の正しい出し方	ごみ・資源物の正しい出し方について説明します。	45分	一般廃棄物対策課 北部収集窓口センター 平和清掃事業所 南部清掃センター 浜北清掃センター 天竜清掃事業所
海洋ごみ問題	海洋ごみが起こす問題や解決のために私たちができる取組みを説明します。	60分	環境政策課

市HP

浜松市 出前講座

検索

清掃施設見学

ごみを収集した後に、ごみがどのように処理されるのか、理解を深めていただくため、施設の見学を受け付けています。

受入施設	電話
平和最終処分場	☎487-1131
西部清掃工場	☎440-0150
天竜エコテラス	☎581-8810

※見学は、各施設にお申し込みください。

地域環境美化活動推進協力金

各自治会が実施するごみ・資源物の分別促進や排出マナーの指導、ごみ集積所等の清潔保持に関する活動、地域の清掃活動等の地域環境美化活動に対し、協力金を交付しています。



《協力金交付額》

- (1) 101世帯以上の自治会は、当該自治会の世帯数×80円
- (2) 100世帯以下の自治会は、当該自治会の世帯数×50円+3,000円

※自治会の世帯数は、当該年度の4月1日時点の世帯数

生活環境改善活動功労団体・功労者に対する表彰 (浜松市長感謝状)

市では、地域の生活環境改善活動を長年にわたり取り組み、浜松市自治会連合会から推薦された優良地域団体・事業功労者を表彰しています。環境美化推進員の活動も表彰の対象となっています。



環境美化推進員のQ&A

Q 地域でどんな活動をすればよいのか？

A 活動は各自治会・町内会の実情に合わせて実施していただいています。主にはごみ集積所の管理、回覧や地域の会合でのごみの減量啓発・分別排出指導、地域清掃活動の啓発・実践等です。

ごみ集積所の管理については、市が配布している管理日誌や看板、ステッカー等 (P28) をご活用ください。また、住民へのごみの減量啓発・分別排出指導については、本手引きや、市HPに掲載している活動事例を参考にいただき、必要に応じて出前講座や清掃施設見学 (P3) もご活用ください。

Q 任期は必ず3年でなければいけないのか？

A 3年でなくても構いません。

任期は原則3年としていますが、当番制や1年での交代制でも結構です。また、再任も妨げません。地域や団体の実情に合わせて適宜ご設定ください。

Q 期限切れの胸章や古くなった腕章はどうすればよいのか？

A 新しい胸章や腕章をお渡しします。

期限切れの胸章や古くなり、汚れや破損等がある腕章は、新しいものをお渡しいたします。

【問合せ】一般廃棄物対策課 ☎453-6229



Q 「環境美化活動の手引き」は誰に配布しているのか？

A 例年、環境美化推進員、自治会長・町内会長にお渡ししています。

手引きは環境美化推進員の日々の活動に役立てていただくための冊子で部数も限られているため、上記以外の方への配布はお断りしています。必要な場合は、市HPをご覧ください。

Q 区会議や研修会には誰が参加すればよいのか？

A 基本的には環境美化推進員の出席をお願いします。

環境美化推進員のご都合がつかない場合は、自治会長等の代理出席でも構いません。



Q 環境美化活動に対する支援はあるのか？

A 「地域環境美化活動推進協力金」があります。

各自治会が実施する地域の環境美化活動に対し、年に1回、協力金を交付しています。申請の案内は自治会長宛てに通知します。

協力金の交付額については、P4をご確認ください。



ごみの減量はみんなで取り組むことが大切です。

一人でできることは小さなことかもしれませんが、一人ひとりがごみの減量を意識すれば、大きな効果につながります。

「わたしがやらなきゃ ごみ減量」を合言葉に、協力してごみを減らしましょう！

ごみの減量が必要な理由

ポイント1 地球環境を守るため



わたしたちが普段使っているものは、限りある資源を利用して作られています。そのため、わたしたちはものを大切に、資源の消費をできる限り抑制することで大切な資源を守る必要があります。

また、ごみを運んだり燃やしたりすると温室効果ガスである二酸化炭素が大量に排出され、地球温暖化の原因になります。

わたしたちは、地球の環境を守り次世代に引き継ぐ必要があります。

ポイント2 最終処分場の埋立量を減らすため

市内にはごみを埋め立てる最終処分場がありますが、その埋め立てできる量には限りがあります。

埋立地の負担を軽減させるために、ごみを減らさなければいけません。



ポイント3 将来世代の負担軽減のため



ごみ処理には多額の経費がかかります。ごみを減らすことで将来的に清掃工場等の規模を小さくしたり、ごみの運搬を減らしたりすることができます。節約できたお金はわたしたちの生活を豊かにするために使うことができます。

SDGs とは

2015年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で採択された17の目標、169のターゲットからなる国際目標。



ごみ減量の行動は、限りある資源を守ることや、気候変動対策として二酸化炭素の排出を減らすこと、豊かな海を守ることなどのSDGsの目標達成にもつながります。

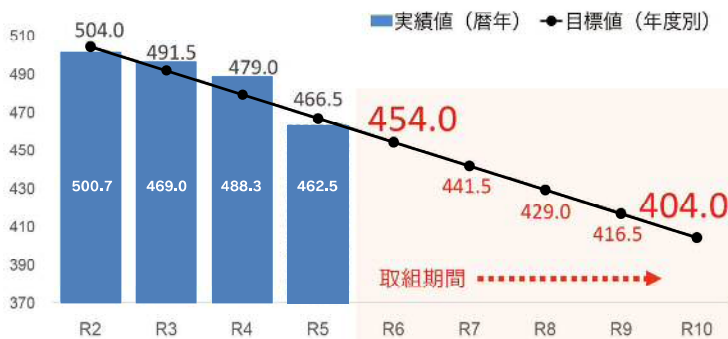
「SDGs未来都市」である浜松市民として、普段の生活の中でできるごみ減量の取組みを実践していきましょう！

浜松市の一人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標値

目標達成に向けて、一緒にごみの減量に取り組んでいきましょう。

(単位: g/人・日)

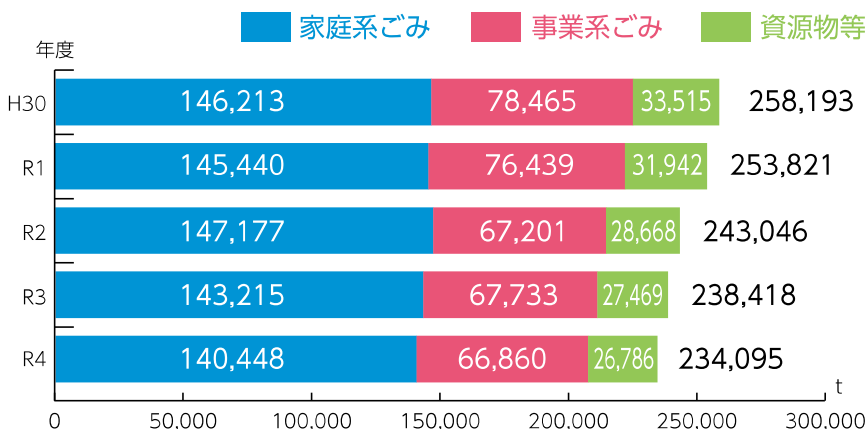
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
目標値	504.0	491.5	479.0	466.5	454.0	441.5	429.0	416.5	404.0



本市のごみの現状について

ごみ・資源物の総排出量の推移

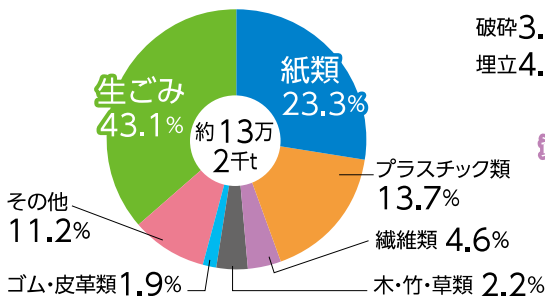
家庭から出るごみの排出量は横ばいで推移しています。



※四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

家庭系もえるごみの内訳とごみ処理経費

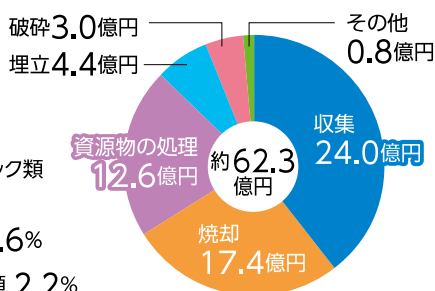
家庭系もえるごみの内訳



内訳は令和4年度ごみ質分析結果を参考とした(ごみ減量推進課調査)

家庭から出るもえるごみの内訳は「生ごみ」「紙類」「プラスチック類」が約80%を占めています。

ごみ処理経費の内訳



令和4年度

ごみ処理経費 約62.3億円

※家庭系・事業系・資源物等の処理に係るお金や施設の維持管理費など。

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。
※ごみ処理手数料等の歳入を差し引いた金額です。

海洋プラスチックごみ問題



レジ袋やペットボトルなどのプラスチックが海に流出すると、海の生き物が餌と間違えて食べて、死んでしまうことがあります。また、紫外線や波によって細かく砕かれた「マイクロプラスチック」に有害物質が付着することで、食物連鎖を通じて、生態系や人体に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

浜松市では、海岸等の一斉清掃（ウェルカメクリーン作戦・浜名湖クリーン作戦）を開催するとともに、ボランティアによる海岸等の清掃活動を支援しています。海洋プラスチックごみは、2050年までに海の魚の重量を上回るという試算もあります。プラスチックとの向き合い方を見直していきましょう。



マイクロプラスチック
(5mm以下はマイクロプラスチックと呼ばれています)

海岸等の清掃ボランティア等の支援

市内の海岸等を自発的に清掃するボランティア団体（法人含む）を対象に、以下の支援を実施しています。支援制度を活用して清掃活動に取り組んでみませんか。

支援1 市 HP への参加者募集の情報掲載

支援2 ごみ袋・軍手の提供

支援3 市 HP への清掃実績の情報掲載

【申請先】環境政策課 ☎453-6149



市HP

浜松市 クリーン作戦

検索

わたしにできること

- ・ごみをポイ捨てしない
- ・ごみを集積所に出すときは、ルールに従ってごみが散乱しないように注意する
- ・地域や海岸の清掃活動に参加する
- ・マイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイスプーンなどを使う



【ウェルカメクリーン作戦の様子】

●雑がみを集めよう

雑がみを集めよう



もえるごみの約23%は紙類です。その中には、資源としてリサイクルできるお菓子やティッシュペーパーの箱、トイレトペーパーの芯等の「雑がみ」がたくさん混入しています。もえるごみから「雑がみ」を分別し、集めましょう。

主な雑がみ



※金属、ビニール等の紙以外の部分は取り外しましょう。
※ホッチキスなどの小さな金属はついていても問題ありません。

もえるごみ



※紙を破ってみて、切れ目にビニールが見えたら、リサイクルできません。もえるごみに出しましょう。



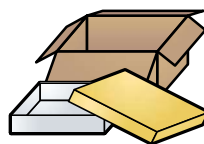
※においや汚れのある雑がみは、もえるごみに出しましょう。



回収された後は…



段ボールや菓子箱などに生まれ変わります。



市HP

浜松市 雑がみ

検索

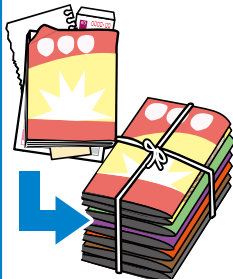
集めた雑がみの出し方

紙袋に
入れる



※大きめの封筒など
に入れてもOK

雑誌に
はさむ



※雑誌と雑がみは
同じ分類でOK

大きめの雑がみで
はさむ・包む



雑がみを出す場所

資源物集団回収

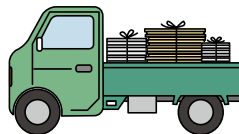
自治会や子供会など地域で行っている自主的な資源物回収活動。実施日などは各実施団体にご確認ください。

市の資源物回収拠点

区役所や行政センター、協働センター、清掃事業所などの市施設で回収しています。
(P36～39参照)

民間の資源物回収拠点

空き地やお店の駐車場など民間の回収拠点が市内各所にあります。



📍 お近くの資源物回収拠点

浜松市地図情報サイトの「資源物回収拠点マップ」で市施設や民間による資源物の回収拠点を調べることができます。
お近くの回収拠点と回収品目を確認してみましょう。

市HP

浜松市 資源物回収拠点マップ

🔍 検索

資源物集団回収団体に対する 協力金交付制度



資源物集団回収を促進するため、回収団体に対し、回収実績に応じた協力金を交付しています。また、紙類は、前年度回収実績を上回った場合、増加分に対し加算金として1kgごとに2円を上乗せして交付します。

市HP

浜松市 資源物集団回収

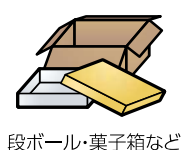
検索

古紙はこんなものに生まれ変わります

新聞



雑誌・雑がみ



段ボール

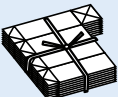


紙パック



協力金の対象品目と交付金額

資源物集団回収団体によって出し方や回収品目が異なります。詳細は、各実施団体に確認してください。

品目	金額	出し方(参考)
新聞・折込チラシ 	1kgあたり 5円	束ねて白い紙ひもで十字にしっかりと縛ってください。 ポイント! 新聞折込みチラシは新聞と一緒に出すことができます。
雑誌・雑がみ  <small>※雑がみ参照P10</small>	1kgあたり 7円	束ねて白い紙ひもで十字にしっかりと縛ってください。紙袋に入れて出すこともできます。(持ち手が紙製でないものは取り外してください。) ポイント! 布やビニール貼りの表紙等、リサイクルできないものは取り除いてください。
段ボール 	1kgあたり 5円	束ねて白い紙ひもで十字にしっかりと縛ってください。 出せないもの 油や水で濡れている、汚れが付着している、金・銀紙のもの
その他紙類(紙パック等) 	1kgあたり 5円	束ねて白い紙ひもで十字にしっかりと縛ってください。 出せないもの 内側がアルミの紙パック
古着・古布等 	1kgあたり 7円	洗って乾かし、中身が見えるように透明のビニール袋にたたんで入れる。(市の指定袋でなくてもかまいません。次の人が着られるもの、使用できるものが対象です。) 出せないもの カーテン、座布団、布団、枕、じゅうたん、カーペット、かばん、ぬいぐるみ、油やペンキで汚れた物、着物、帯等
アルミ缶 	1kgあたり 3円	水で軽くすすいでください。 出せないもの タバコの吸殻等中身入り、飲みかけの缶、スチール缶
リターナブルびん 	1本あたり 5円	水で軽くすすいでください。 出せるもの 一升びん(茶・緑)、ビールびん(大・中)

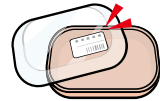
●プラスチック製容器包装（プラマーク）を分別しよう

プラスチック製容器包装 （プラマーク）を分別しよう



プラマークのものを正しく分別することで、リサイクルができます。

- ・食べ物等の軽い汚れは拭き取るか、水でサッとすすいで汚れを落としてください。
- ・パック類等のシールを、はがす必要はありません。



ボトル類



シャンプー、リンス、洗剤などのボトル

カップ・パック類



卵、豆腐などのパック、コンビニ弁当、インスタント食品の容器

トレイ類



肉や魚、おかず、お菓子などのトレイ

袋類



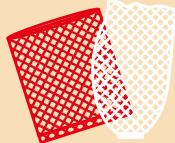
お菓子やパン、衣料品の袋

ペットボトルのキャップ・ラベル



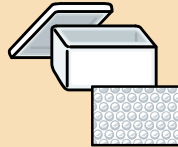
ペットボトルのキャップ、ラベル

ネット類



果物、野菜などのネット

緩衝材など

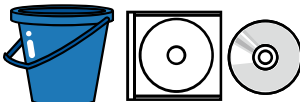


発泡スチロール、気泡緩衝材（プチプチ）など

「プラマーク」が付いているものは「プラマーク」の収集日に出してください。



出せないもの



プラスチック製品



汚れたプラマーク

これらは
もえるごみ
として出してね！



汚れや油分が落ちないもの、においがひどいものは、もえるごみに出してください。

食品ロスを減らそう



日本だけで、1年間で約523万トン（令和3年度・農林水産省）の食品ロスが出ています。これは、1人毎日お茶碗1杯分のごはんを捨てているのと同じことです。

食品ロスの主な発生原因は…

買いすぎ

食べ残し

過剰除去

期限切れ



食品ロスを減らすには…

買いすぎない

- 買い物前に在庫チェックしよう
- まとめ買いの前にもう一度考えよう
- 空腹時の買い物はさげよう

使い切る

- 残った食材で調理しよう
- 冷蔵庫等の整理整頓をしよう
- 消費期限・賞味期限の確認をしよう

食べきる

- 食べきれぬ量か考えよう
- 残った料理はリメイクしよう

飲食店等における食品ロス削減



食品ロス削減協力店

市では、食品ロス削減に賛同いただける事業者を「食品ロス削減協力店」として市HPや広報媒体などでPRするとともに、啓発物品（ミニのぼり旗やステッカーなど）の無料配布などを実施しています。

【登録店舗数】236店舗（令和6年1月末時点）



啓発物品の一例

●生ごみを減量しよう

生ごみを減量しよう



もえるごみの約43%は生ごみで、そのうち約80%が水分です。

重くてもえにくい生ごみの水切りをすることで、約10%の水分がなくなり、もえやすくなります。

生ごみの水切りをすると…

① ごみが「においにくい」

② ごみが「軽くなる」

③ ごみが「もえやすい」

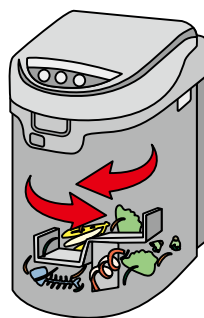
ペットボトルを使うと、手を汚さずに水を絞ることができます。

Point 押す・絞る



家庭用生ごみ処理機の購入補助制度

電気や微生物等の働きで、生ごみを乾燥・分解する「家庭用生ごみ処理機」を購入した世帯には、申請することにより補助金を交付します。制度の詳細は市HPをご確認ください。ただし、補助台数には限りがありますので購入前にお問い合わせください。



【問合せ】一般廃棄物対策課 ☎453-6192

市HP

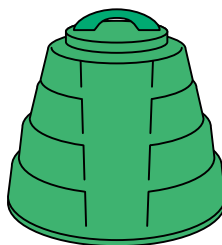
浜松市 生ごみ処理機

検索

生ごみ堆肥化容器の活用

生ごみ堆肥化容器は、微生物等の働きで、生ごみを発酵・分解して、堆肥化する容器です。生ごみ堆肥化容器（コンポストまたは密封発酵容器）を無料で配付します。詳細は、お問い合わせください。

【問合せ】一般廃棄物対策課 ☎453-6192

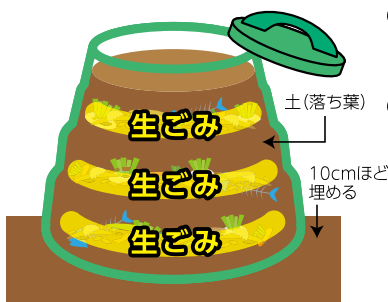


コンポスト容器



密封発酵容器

コンポスト容器の使い方



●容器の設置場所

日当たり・風通し・水はけの良いところ

●使用方法

- ① 容器を10cmほど地面に埋める。
- ② 生ごみを入れ、その上に土（落ち葉）をふんわり被せてサンドイッチ状にする。
- ③ ②を繰り返す、容器が一杯になったら土を被せてそのまま寝かせる。

●注意点

堆肥化までの期間は、季節、生ごみ量、内容物等の条件によって異なりますが、埋めてから約3か月程度かかります。

冬の寒い時期は、より長い時間がかかります。

密封発酵容器の使い方



生ごみは水を切って容器に入れ、ボカシ（発酵促進剤）をまんべんなく振りかける。
※別途、ボカシの購入が必要



内蓋をして、重石をのせる。
外蓋を浮かしてしっかりガスを抜く。

- ③ 容器が一杯になったら、日の当たらないところで夏場は1週間、冬場は2週間くらい寝かせて堆肥として使ってください。

コックから、液肥を抜く

リサイクルしよう

※回収拠点は
P36～39を参照



みどりのリサイクル

家庭から出る落ち葉、刈り草、枝（太さ直径15cm、長さ1mまで）を回収しています。回収した草木類は、細かく砕かれ、チップや堆肥などにリサイクルされます。

回収できる草木

家庭から出る
落ち葉



家庭から出る
刈り草

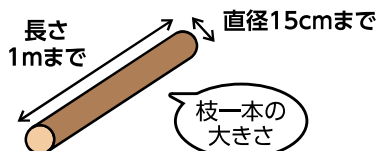


家庭から出る
枝



出し方

- 刈り草や落ち葉は袋に入れてください。
(ビニールなど草木以外のものはお持ち帰りください。)
- ひもで束ねる場合は、紙ひも・麻ひも・縄で束ねてください。
- 会場スタッフの指示に従い、安全第一で持ち込んでください。



注意

- 木製品や木製品を解体したもの、加工したもの、木や竹の根、とげのあるもの、かぶれるもの、毒性を有するもの、腐敗しているものは回収できません。
- みどりのリサイクルは家庭から出た草木類のみが対象です。造園業や農業などの事業活動で生じたものは持ち込まないでください。
- 1回の持ち込みは軽トラック1台程度までです。



使用済み小型家電のリサイクル



家庭にある使用済み小型家電をリサイクルするため、ボックス回収を行っています。各拠点の開館時間に直接お持ち込みください。

使用済み小型家電を回収することで…

- 金・銀・プラチナ等の有用な金属を資源としてリサイクルできます。
- もえないごみが減って、最終処分場の負担軽減につながります。



次の品目のうち、回収ボックスに入るものを回収しています。

大きさ制限：縦15cm未満、横60cm未満、奥行30cm未満のもの
 外せる電池・バッテリーは取り外してから、特定品目として出してください。

<ul style="list-style-type: none"> ◆携帯電話 ◆公衆用PHS端末 ◆パソコン (ノート/デスクトップ) <p>※液晶モニター、タブレット端末も回収します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆電話機 ◆ファクシミリ ◆ラジオ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆デジタルカメラ ◆ビデオカメラ ◆フィルムカメラ
<ul style="list-style-type: none"> ◆DVDビデオ ◆HDDレコーダー ◆BDレコーダー/プレーヤー ◆ビデオテープレコーダー(セット) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆MDプレーヤー ◆デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ/HDD) ◆CDプレーヤー ◆テープレコーダー(デッキ除く) ◆ヘッドホン/イヤホン ◆ICレコーダー ◆補聴器 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ハードディスク ◆USBメモリ ◆メモリーカード
<ul style="list-style-type: none"> ◆電子書籍端末 ◆電子辞書 ◆電卓 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ヘアドライヤー ◆ヘアアイロン ◆電気かみそり ◆電気バリカン ◆電動歯ブラシ ◆電気かみそり洗浄機 	<ul style="list-style-type: none"> ◆据置型ゲーム機 ◆携帯型ゲーム機 ◆ミニ電子ゲーム ◆ハイテク系トレンドトイ
<ul style="list-style-type: none"> ◆懐中電灯 ◆時計 	<ul style="list-style-type: none"> ◆カーナビ ◆カーチューナー ◆カーラジオ ◆カーDVD ◆ETC車載ユニット ◆カーアンブ ◆VICISユニット 	<p>これらの付属品</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆リモコン ◆キーボードユニット ◆マウス ◆ACアダプタ ◆ケーブル ◆プラグ/ジャック ◆充電器 ◆地上デジタルチューナー ◆CSデジタルチューナー ◆その他チューナー ◆ケーブルテレビ用STB ◆ゲーム用コントローラー

【一部有料】宅配便による戸別の回収 ※パソコンが含まれば1箱目は無料です。

1 お申込み

インターネットからお申込みをしてください。

2 回収物を詰める

データ消去して、ダンボール箱に詰めるだけでOK!
 [希望者に無料消去ソフト有]

3 佐川急便が回収

佐川急便が、ご希望の日時に回収へお伺いします。最短翌日!

お支払い方法

【クレジットカード】
 【銀行ネット決済】
 お申し込み時にお支払いください。

【現金】
 回収時に佐川急便ドライバーにお支払いください。

リネットジャパンリサイクル株式会社
 詳細・申し込みはWEBで
 リネットジャパン 検索
<https://www.renet.jp>



●リサイクルしよう

羽毛ふとんのリサイクル



家庭から出る羽毛ふとんを回収しています。出し方を確認のうえ、各拠点の回収日時に持ち込んでください。

回収できる羽毛ふとん

- ダウン50%以上の羽毛ふとん
- ※腐食しているものは回収できません。



出し方

- 羽毛ふとんは切らずに60cm未満にたたみ、ひもで縛って持ち込んでください。
- ※破れや穴がある場合を除きシーツやカバーは外してください。

回収された後は…

新たな羽毛ふとん等ダウン製品にリサイクルされています。



廃食用油（使用済てんぷら油）のリサイクル



家庭から出る植物系てんぷら油を市の施設で回収しています。各拠点の開館時間に直接持ち込んでください。

回収できる油

- なたね油、コーン油、ごま油、米油、大豆油、ひまわり油、落花生油、ペニ花油、オリーブオイル
- ※賞味・消費期限切れ、未使用の食用油も回収します。
- ※動物系、石油系、燃料、塗料、薬品で固めたものは回収できません。



出し方

- てんかす等を取り除き、市販容器やペットボトルに入れて回収場まで持ち込んでください。油は回収用ポリタンクに移し、使用した容器は持ち帰ってください。

回収された後は…

資源化業者によって精製してインクなどにリサイクルされています。



使用済みインクカートリッジのリサイクル



プリンターメーカー4社による「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、家庭で使われたインクカートリッジを回収しています。各拠点の開館時間に直接持ち込んでください。

回収できるインクカートリッジ

- 家庭から出るブラザー、キヤノン、エプソン、日本HPの純正品



出し方

- 袋等に入れず、そのまま回収箱へ入れてください。

回収された後は…

再生カートリッジとしてリユースされたり、プラスチック製品にリサイクルされています。




ごみの収集

市では、家庭から出されたごみを迅速かつ衛生的に処理し、生活環境の保全に努めています。

しかし、生活様式が多様化し、ごみの内容は多種多様となってきました。そのため、ごみを単に溶融、破碎・埋立するだけでなく、積極的に資源として再利用するよう、分別収集を行っています。

ごみの減量や資源化、適正な処理をするためには、市民の皆さまの協力が不可欠です。ごみを出す際は正しく分別して、決められた日に出していただきますよう、ご協力をお願いします。

ごみ・資源物の分別

も え る ご み	台所ごみ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装、プラスチック製品等
も え ない ご み	ガラス、陶磁器類、金属類等 ※小型家電は回収拠点の回収ボックスを利用してください。
プラスチック製容器包装(プラマーク)	プラマークがついているもので、汚れていないものが対象 
びん・かん・ペットボトル	びん(無色・茶色・その他の色)、かん、ペットボトル
特 定 品 目	蛍光管、電池類、水銀体温計・水銀血圧計、ライター、スプレー缶・卓上ガスボンベ、加熱式たばこ・電子たばこ
連絡ごみ(有料) (申込み制・戸別収集)	堅固な素材を使用したもの、処理に特別な取扱いを要するもの、壊せない木製家具等で60cm以上の大きさのもの

- ①ごみ収集車が来る時間は、収集コースや交通事情等により異なります。
- ②ごみは正しく分別し、決められた日の朝8時30分までに出すように啓発をお願いします。
- ③ルール違反のごみは収集できません。(P30参照)
- ④びん・かん・ペットボトルはそれぞれ違う車両で回収しています。

ごみの収集

●分別収集カレンダー、ごみ・資源物の出し方便利帳

分別収集カレンダー ごみ・資源物の出し方便利帳

●分別収集カレンダー

ごみ・資源物を出す日が書かれています。収集区域によって収集日が異なるため、カレンダーNo.と収集区域を確認してください。

毎年2月に自治会回覧で各世帯に配布をお願いしています。

●ごみ・資源物の出し方便利帳

五十音順の分別区分一覧表やごみの出し方等がまとめられています。

[配架場所]

区役所、行政センター、支所、協働センター、市民サービスセンター、一般廃棄物対策課、清掃事業所等

分別収集カレンダー



ごみ・資源物の出し方便利帳



カレンダー番号

収集区域



浜松市 ごみカレンダー



外国語版ごみ・資源物の正しい出し方

浜松市に住む外国人のために、「ごみ・資源物の正しい出し方」外国語版(英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・韓国語・ベトナム語・フィリピン語)を作成しています。

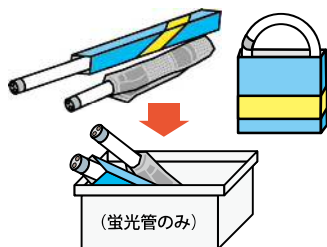
[配架場所]

区役所、行政センター、一般廃棄物対策課、清掃事業所等

特定品目の出し方

特定品目とは？

蛍光管、電池類、水銀体温計・水銀血圧計、ライター、スプレー缶・卓上ガスボンベ、加熱式たばこ・電子たばこが対象です。



蛍光管

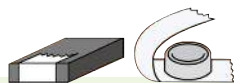
割れないように、交換した箱か新聞紙等に包んで、特定品目の日にコンテナに出してください。



電池類、水銀体温計・水銀血圧計、ライター、スプレー缶・卓上ガスボンベ、加熱式たばこ・電子たばこ

特定品目の日にコンテナに出してください。

※蛍光管とそれ以外に分けて、コンテナに出してください。
※どの色のコンテナを使ってもかまいません。



- ※ボタン・コイン型電池、リチウムイオン電池などの小型充電電池（車載バッテリーは除く）は安全のため1つずつ両面にセロハンテープ等を貼り、絶縁してください。
- ※ライター、スプレー缶・卓上ガスボンベは、原則、中身を使い切ってから穴を開けずに出してください。ただし、錆びたり故障したりして中身を使いきれなかった場合は、中身を残したまま穴を開けずに出してください。
- ※白熱電球・蛍光球・グロー球（点灯管）はもえないごみです。

コラム スプレー缶、卓上ガスボンベ、ライターは「特定品目」の日へ!

スプレー缶、卓上ガスボンベ、ライターが誤って「もえないごみ」などの収集日に出されると、ごみ収集車（プレス車）内で圧縮されて車両火災の原因となります。

これら異物の混入はリサイクルの妨げになるだけでなく、車両火災やごみ処理工場での火災の原因にもなります。



※写真はもえないごみの収集時に発生した車両火災

リチウムイオン電池の出し方

火災の原因！リチウムイオン電池を分別して特定品目へ！

もえないごみ（不燃）や連絡ごみ（粗大）を破砕処理する時、処理による衝撃で発煙や発火が起こります。

その原因のほとんどは、リチウムイオン電池によるものです。場合によっては、処理施設の稼働ができなくなり、ごみの回収に支障をきたすおそれがあります。

市民の皆さまへお願い

- ・もえないごみ（不燃）を出すときには、可能な限りリチウムイオン電池などの小型充電式電池を取り外してください。外した電池は、「特定品目」の日に出してください。取り外せないものは、可能な限り電池残量を減らしてください。
- ・「プラスチック製容器包装（プラマーク）」の中にリチウムイオン電池を含む電子機器を出さないでください。リチウムイオン電池を含む電子機器が混入すると、リサイクル工場での火災事故につながります。

【小型充電式電池が使用されているもの】

携帯電話、スマートフォン、モバイルバッテリー、充電式電池、電子ゲーム機器、デジタルカメラ、ハンドクリーナー、コードレス電話、電動歯ブラシ、電気シェーバー、加熱式たばこ機器など。



日常生活に欠かせない充電式の電子機器には、**リチウムイオン電池が内蔵**されています。この電池は小さく軽量でありながら、大きなパワーが出せ寿命も長いという特性をもっています。一方でリチウムイオン電池には、燃えやすい液体が入っており、**強い衝撃や圧力が加わった時に発火につながりやすい**ケースがあります。

出典 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

リサイクル工場では、本来あるはずのない充電式の電子機器が、処理工程で押しつぶされ、**内蔵のリチウムイオン電池からショート・発火する事故が多発**しています。プラスチックで覆われていることの多い電子機器は、磁石による選別除去が難しく、一度

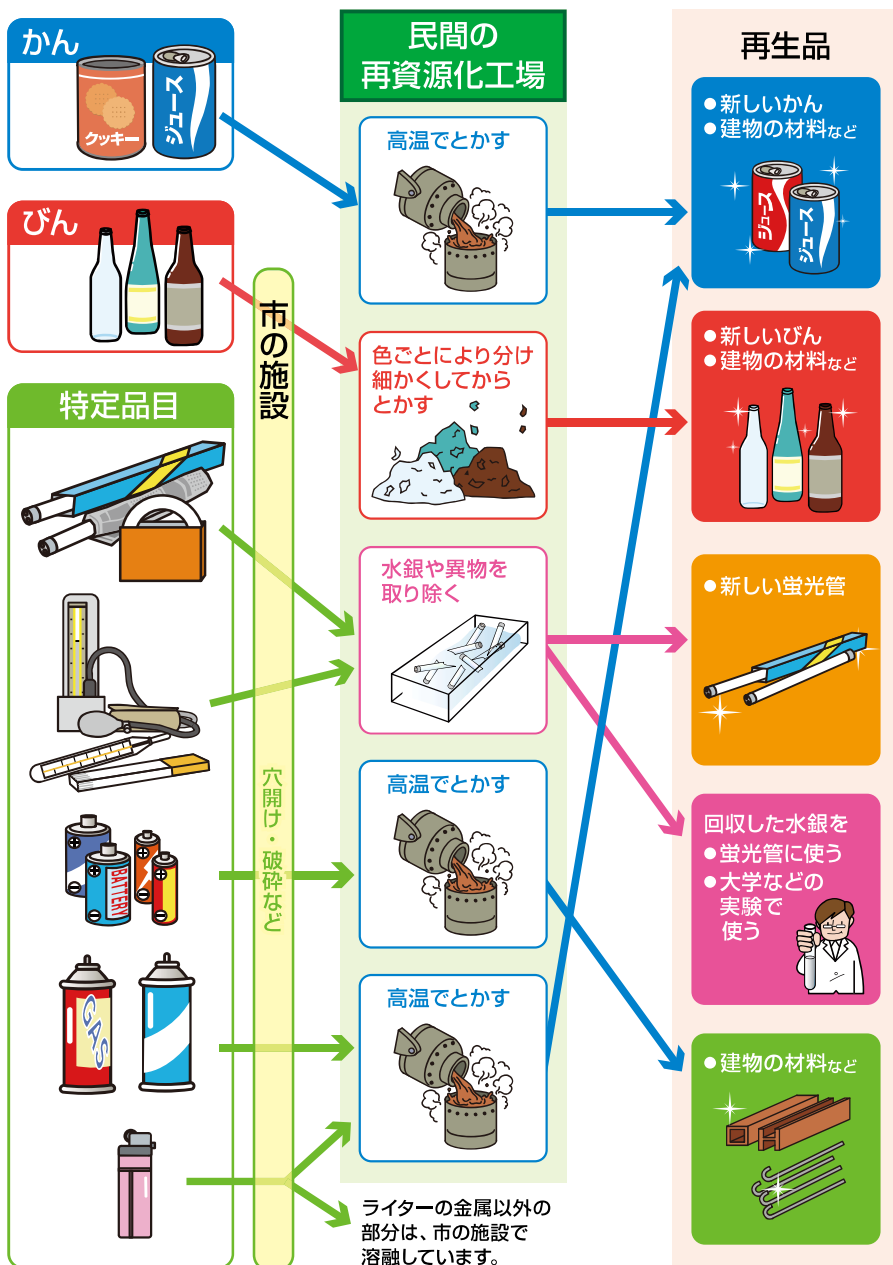
発火してしまうと、燃えやすいプラスチックがまわりにあるために、なかなか消火することができません。工場作業員も危険ですし機械や設備の復旧に数か月かかるなどリサイクルシステムへの影響は計り知れず、大変困っています。

●リチウム電池の発火イメージ



出典 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

資源物のゆくえ（びん・かん・特定品目）



資源物のゆくえ（ペットボトル・プラスチック製容器包装）



ごみ集積所



ごみ集積所は、家庭から出されたごみ・資源物をごみ収集車が収集するまでの一時的な仮置場です。ごみ集積所は、自治会や地域の住民の皆さまが場所を決め、維持管理をしています。ごみ集積所の設置・変更・維持管理は、下記の点に注意してください。

1 ごみ集積所の設置場所についての注意事項

ごみ集積所の設置場所は、原則として公道に接する場所とし、収集作業を安全かつ効率的に行うことができる場所としてください。

- (1)ごみ収集車（トラック）が通行できる幅の道路に面している場所にしてください。
- (2)収集のためにごみ収集車が停車しても、交通に支障を生じず交通法規に違反しない場所にしてください。

(3)資源物のごみ集積所は、資源物用のコンテナ容器を必要数設置できる場所
にしてください。

ペットボトルとかんは、ごみ集積所によっては、ネットによる収集も可能です
ので、裏表紙のごみ収集を担当する事業所等にご相談ください。

(4)ごみ集積所の設置は、10～50世帯に1か所を目安とします。ただし、世帯数
はあくまで目安であり、条件によっては設置できる場合がありますので、担
当事業所等にご相談ください。

(5)集合住宅（アパート・マンション等）を建築する場合には、原則として、その
敷地内にごみ集積所を設置してください。（その地域の自治会が、集合住宅
にごみ集積所を必要としない場合を除く。）また、担当事業所等へ事前協議
や設置の手続きをするにあたり、その地域の自治会の申請書や同意書等が
必要になります。

2 ごみ集積所の設置・変更・廃止の届出

ごみ集積所を設置・変更・廃止する場合には、原則、自治会長から担当事業
所等へ、申請書にごみ集積所の場所を示した地図を添付して届け出してくだ
さい。

申請書は市HPからもダウンロードできます。

3 ごみ集積所の維持・管理

(1)ごみ集積所は、自治会・町内会等で設置し、維持管理をしています。

(2)ごみ集積所の管理方法は自治会や利用者の皆さまで決めて、協力してごみ
集積所の維持管理と清潔保持に努めてください。

(3)ごみ集積所の設置や維持管理にかかる経費は、そのごみ集積所の設置者や
利用者、自治会等で負担してください。なお、設置等の経費について、市か
らの補助はありません。

市HP

浜松市 ごみ集積所

検索

4 ごみ集積所の維持・管理の事例紹介

自分たちの町をきれいに住みよくしていくためには、地域の皆さまが「ごみの正しい出し方」のルールを守るという意識を高め、実践していくことが大切です。その方法として、次の活動を紹介します。

市HP

浜松市 ごみ集積所に関する配布物

検索

例1 ごみ集積所の清掃及び管理日誌の活用

集積所利用者が当番制でごみ集積所を清掃します。また、当番はごみ集積所の状況を「ごみ集積所管理日誌」に記帳して次の当番に引き継ぎ、ごみ集積所の管理の参考とします。



ごみ集積所管理日誌

例2 ルール違反のごみに警告ステッカーを貼る

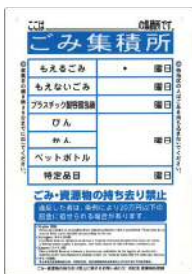
決められた収集日以外にごみを出すことや、市に連絡せず連絡ごみを出すこと、市では回収しないごみを出すこと等、ルールを守らずにごみを出すことに注意を促すため、ルール違反のごみに警告ステッカーを貼付します。

貼付する際は、日付、自治会名(町内会名)、貼付理由を記入してください。

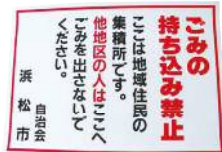
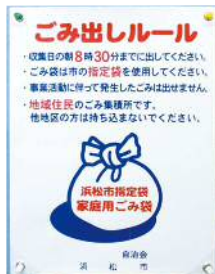


警告ステッカー

例3 ごみ集積所看板やポスターの活用



ごみ集積所看板



例4 飛散防止用ネットの利用

ごみの散乱を防ぐため、必要に応じて飛散防止用ネットを無料配布しています。ネットはごみ袋を包むように使ってください。ネットの端が広がっていると歩行者の通行を妨げたり、自転車がネットに乗り上げ転倒したりする危険があります。使用に当たっては、ご注意ください。

ネット袋の使用例



- サイズ 2m×3m、3m×3m、3m×4mの3種類
(ごみ集積所へ出されるごみの量に応じたサイズを利用してください。)

ネット使用のポイント

ネットが小さい場合は、カラスなどに荒らされ、周辺にごみが散乱してしまうことがあります。



ネット→



ネットを**包み込むように**するとカラスに荒らされにくいです。

例5 ペットボトル・かん用ネット袋の利用

集積所面積の有効活用やコンテナ設置の負担を軽減するためコンテナに替えてペットボトル・かんを回収するネット袋を無料配布しています。歩行者の通行を妨げないこと、自転車が乗り上げ転倒する危険がないことのほか、風で飛ばされることのないよう工夫してご使用ください。

ネット袋の使用例



- サイズ ペットボトルS 0.8m×1.2m 黄色
ペットボトル 1.0m×1.5m 黄色
かん 0.8m×1.2m 青色

例1～5の配布物が必要な場合は、一般廃棄物対策課 (☎453-0011) または担当事業所等までご連絡ください。

ごみのQ&A



Q 収集日以外・収集後に出されたルール違反のごみや、貼付用シールが貼っていない連絡ごみ等が、ごみ集積所に出された場合は？

A 市ではすぐに収集できません。

収集日以外にごみがあつてもごみ集積所に出されると、いつもごみが出されている状態になり、ごみが捨てられやすくなります。

ルール違反でごみを出す人を見た時は、お互いに注意しあうことが大切です。出し方の悪いごみ集積所は、その利用者が集まり、自分達が利用するごみ集積所の維持管理について、今一度話し合うとよいでしょう。ごみ集積所の管理活動の方法はP26～29記載の「ごみ集積所」を参考としてください。

また、連絡ごみ処理手数料納付済証の貼付用シール、電子決済の場合はメモ用紙等が貼っていないもの、手数料額が不足している連絡ごみ等がごみ集積所に出されていた場合、市ではごみの出し方を警告するステッカーをごみに貼り、ごみを出した本人や通行人にごみの正しい出し方を強く啓発しています。警告ステッカーが貼られたごみは一定期間その場に残します。その後の処理等については、担当事業所等までご連絡ください。

Q 収集日に収集されなかったごみは？

A 市で収集に伺います。

決められた収集日の朝8時30分までに出されたごみはその日のうちに収集されていない場合、担当事業所等までごみ集積所の場所をご連絡ください。

Q 引っ越し等で多量に出たごみは？

A ごみ集積所に出せません。

引っ越しや大掃除等で一度に多量に出たごみは、自分で市の施設まで搬入するか、市からごみの収集運搬の許可を受けた業者（一般廃棄物収集運搬許可業者：有料）に依頼してください。

家庭ごみの自己搬入

連絡ごみは連絡ごみ受付センター（☎453-2288）へ、連絡ごみ以外は各搬入先へ前日または当日に連絡してください。

※土曜日（西部清掃工場、天竜エコテラスを除く）、日曜日、5月3日～5日、1月1日～3日は持ち込めません。

搬入先・所在地	電話番号	もえるごみ	もえないごみ	プラスチック製容器包装	びん	かん	ペットボトル	特定品目	連絡ごみ(有料)
西部清掃工場 中央区篠原町26098-1 8:30～17:00	☎440-5374	○	—	—	—	—	—	—	—
南部清掃センター 中央区堤町1011 8:30～16:00	☎441-3800	—	○	○	○	○	○	○	○
平和最終処分場 中央区平松町77 8:30～16:00	☎487-1131	○	○	○	○	○	○	○	○
浜北清掃センター 浜名区永島954 8:30～16:00	☎586-8686	○	○	○	○	○	○	○	○
天竜エコテラス(天竜清掃工場) 天竜区青谷1461 8:30～17:00	☎581-8810	○	○	○	○	○	○	○	○
水窪・佐久間クリーンセンター 天竜区水窪町奥領家2258 8:30～16:00	☎987-1957	○	○	○	○	○	○	○	○

市HP

浜松市 家庭ごみ自己搬入

検索

許可業者に依頼する場合(有料)

一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼する場合は、分別収集カレンダーの裏面を参照してください。

ごみ・資源物の持ち去り禁止

「持ち去り」が禁止されるもの

- ごみ集積所に出されたごみ・資源物
- 連絡ごみ(自転車、家電製品等)
- ごみ集積所を活用して資源物集団回収として出された資源物(アルミ缶、新聞紙、段ボール、古着等)

違反すると

条例により違反者の氏名等が公表される場合や20万円以下の罰金に処せられる場合があります。

市からのお願い

持ち去りを見かけた場合は、市に連絡してください。

日時、場所、ごみの種類、車両ナンバーや行為者の特徴等をお知らせください。

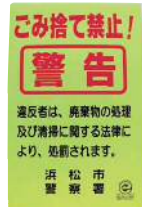
【連絡先】一般廃棄物対策課 ☎453-0011

ごみの不法投棄防止

空地の管理者（地主）は、法律により、土地を清潔に保持する義務があります。管理者は、ごみを捨てられないよう立て札・防護柵等の不法投棄防止策を講じ、雑草を刈り取る等、常に管理をしてください。

なお、不法投棄されたごみの廃棄者が不明の場合、その土地の地主や管理者が、不法投棄ごみの処理をするよう努めてください。また、不法投棄された場合、ごみを動かしたりせず
に最寄の警察へご相談ください。

※不法投棄防止のための看板を用意していますので、
担当事業所等までご相談ください。



不法投棄防止看板

ごみの不法投棄は犯罪です!!

ごみをみだりに投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、**5年以下の懲役**もしくは**1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金**又は**その両方**に処されることがあります。

事業活動に伴うごみ

廃棄物は、大きく「廃棄物の区分」(P33)の通り区分されており、会社や店舗(※)などの事業活動に伴って発生したごみ(以下、「事業系ごみ」という。)は、ごみの性状や業種によって「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、いずれも地域の集積所に出すと不法投棄となります。

事業系ごみは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条の規定に基づき事業者の責任で適正に処理することになっており、家庭系ごみとは処理方法が異なりますので、各事業者において責任を持って適切に処理しなければなりません。

※住宅と併用してる会社や店舗等の事業所、学校、公共団体、NPO等も含まれ、営利、非営利を問いません。

市は、事業者の皆さまに事業系ごみの適正な処理方法を再認識していただくため、令和3年度及び令和5年度に、周知啓発チラシを作成し、市内の全ての事業者へ送付し、令和4年度に集積所パトロールを実施しました。集積所に掲示する看板も用意していますので、希望がありましたらご連絡ください。

【問合せ】一般廃棄物対策課 ☎453-6229

また、事業者配布したチラシは、事業系ごみの区分や処理方法を簡単に記載したもので、市HPにも掲載していますので、参考にご覧ください。

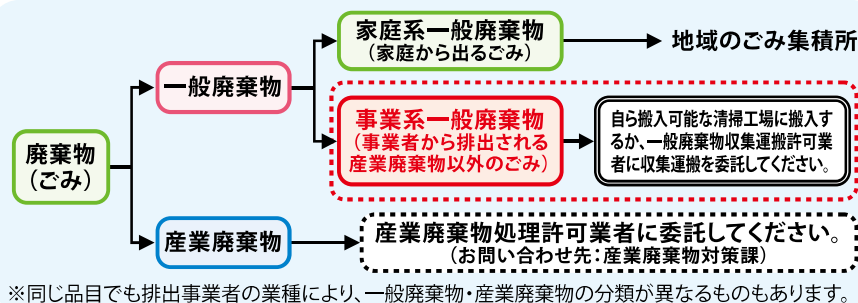


チラシ



不法投棄防止看板

廃棄物の区分



事業系一般廃棄物を自己搬入できる施設と品目

施設	受入品目
天竜エコテラス(天竜清掃工場)	もえるごみ、びん、粗大ごみ、ペットボトル
水窪・佐久間クリーンセンター	もえるごみ、びん、粗大ごみ、ペットボトル
西部清掃工場	もえるごみ

※びん・ペットボトルは産業廃棄物に該当しますが、キャップ・ラベルを外し中をすすいだ飲食用びん・ペットボトルに限り、市の施設で受入れます。

災害時のごみの出し方

大きな災害が発生した場合、大量に発生するごみの処理が大きな問題となります。スムーズな処理を行い、早期の復興復旧のため、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

災害時のごみ出し5か条

その1 ごみの収集が停止！

発災直後は、ごみの収集が停止する場合があります。市からの情報に注意しましょう。

その2 「腐敗性ごみ（もえるごみ）」の収集を優先！

収集が停止した場合、ごみは自宅で保管しましょう。生ごみ、オムツなどの「腐敗性ごみ（もえるごみ）」から優先して収集を再開していきます。もえないごみ、連絡ごみ、資源物は再開まで引き続き自宅で保管してください。



その3 「片付けごみ」は分別して仮置場へ！

地震などの後、自宅の片付けをすると壊れた家具や食器などがたくさん出てくる場合があります。これらは「片付けごみ」といいます。「片付けごみ」は集積所や道路に出さず、市が設置する仮置場へ分別して持ち込みましょう。

なお、災害で発生したごみ以外は持ち込まないでください。



その4 1週間分の携帯トイレを用意！

自宅のトイレが使用できない場合に備えて、1週間程度の携帯トイレを用意しておきましょう。使用後の携帯トイレは「腐敗性ごみ（もえるごみ）」として分別して出してください。

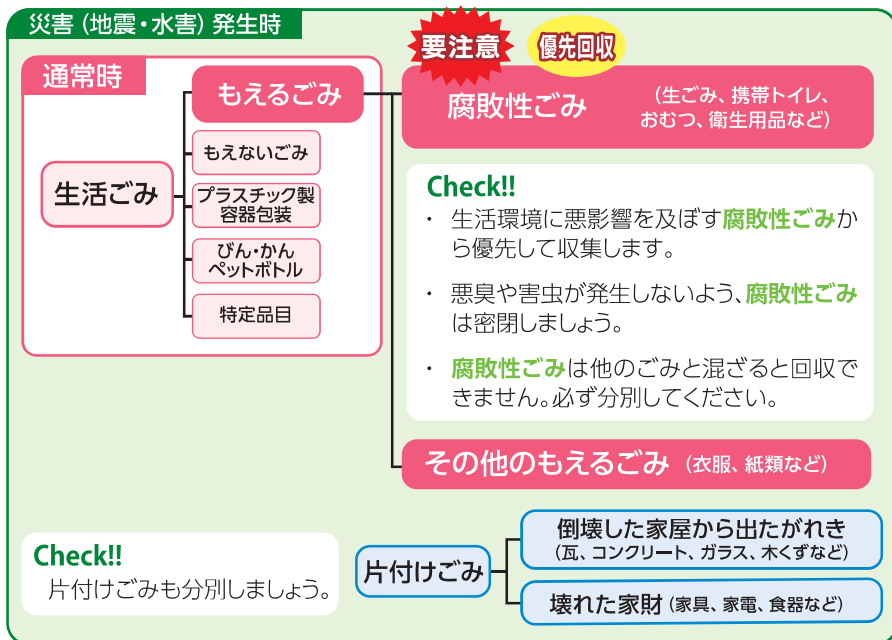
その5 不要不急のごみ出しは控えましょう！

「早くごみを出してしまいたい」と思いがちですが、腐らないものなど急いで捨てる必要のないごみは自宅で保管しましょう。

災害発生からごみ収集までの流れ

発災直後	およそ3日後～	およそ2週間後～
<p>家庭ごみの収集停止</p> <p>集積所に出さず、自宅で保管してください。市からの情報に注意してください。</p> <p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ホットとメール ・防災無線 ・市HP、SNS ・テレビやラジオ、新聞 など 	<p>もえるごみのうち「腐敗性ごみ」から収集開始</p> <p>急いで捨てる必要のないごみは、できるだけ自宅で保管しましょう。</p> <p>【自宅で保管するごみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もえないごみ ・資源物 ・連絡ごみ <p>要注意</p>	<p>仮置場の開設</p> <p>地震で発生した「片付けごみ」の集積場所を開設します。分別した片付けごみを自己搬入できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瓦やコンクリート片 ・壊れた家電製品

災害時は、ごみ分別方法が変わります！



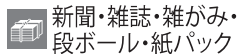
携帯トイレの備蓄をしましょう！

携帯トイレや簡易式トイレが便利です。災害が起こる前から用意しておきましょう。

Check!! 目安として1人1日5回分×1週間=**35回分**の携帯トイレや簡易式トイレを用意しておくとう安心です。

リサイクル拠点の紹介

市の施設等で古紙・古着類など様々な資源物を無料で回収しています。



新聞・雑誌・雑がみ・
段ボール・紙パック



雑がみのみ



古着類



リターナブルびん



アルミ類



てんぷら油



みどり



小型家電



インク



羽毛ふとん

※リターナブルびん・アルミ類は、軽く洗って、水を切っ
て出してください。

※回収できるリターナブルびんは、一升びん（茶・緑）、
ビールびん（大・中）です。

最寄りの施設をチェック
するのじゃ!!



出世大名
家康くん

出世法師
直虎ちゃん

©東松市

- ・回収日時の記事がないものは、各施設の開館時間内に回収しています。
- ・年末年始やゴールデンウィーク等の開催は、各施設にお問い合わせください。

区	施設名	所在地	回収している資源物
中央区	中央区役所	中央区元城町103-2	
	東部協働センター	中央区相生町23-1	
	西部協働センター	中央区広沢一丁目21-1	
	南部協働センター	中央区海老塚二丁目25-17	
	北部協働センター	中央区葵東一丁目15-1	
	曳馬協働センター	中央区曳馬三丁目13-10	
	富塚協働センター	中央区富塚町1740-1	
	佐鳴台協働センター	中央区佐鳴台二丁目24-1	
	高台協働センター	中央区和合町58-30	
	泉居協働センター	中央区東伊場二丁目7-2	
	中部協働センター	中央区早馬町2-1	
	三方原協働センター	中央区三方原町1179-5	
駅前市民サービスセンター	中央区旭町12-1 遠鉄百貨店新館9階		

●リサイクル拠点の紹介（中央区）

区	施設名	所在地	回収している資源物	
中央区	高丘葵市民サービスセンター	中央区高丘西二丁目33-15		
	北部水泳場	中央区高丘西四丁目7-1		 第1・3日曜 8:30~16:00 ※臨時中止の場合あり、要確認
	中消防署	中央区下池川町19-1		
	南消防署	中央区森田町98		
	浜松市保健所	中央区鴨江二丁目11-2	 	
	鴨江分庁舎	中央区鴨江三丁目1-10	  	  月~金曜9:00~17:00 祝日除く
	元目分庁舎	中央区元目町120-1		  月~金曜9:00~17:00 祝日除く
	東行政センター	中央区流通元町20-3	  	
	天竜協働センター	中央区兼新町99	  	
	笠井協働センター	中央区笠井町861	  	
	積志協働センター	中央区積志町1825	  	
	長上協働センター	中央区市野町2620-1	  	 ※改修工事のため、令和7年2月末まで利用停止
	蒲協働センター	中央区子安町309-1	  	
	東消防署	中央区篠ヶ瀬町1374		
	北部収集窓口センター	中央区半田山二丁目24-2	  	  
	西行政センター	中央区雄踏一丁目31-1	  	
	舞阪支所	中央区舞阪町舞阪2701-9	  	
	庄内協働センター	中央区庄内町14-5	  	
	伊佐見協働センター	中央区伊左地町45	  	
	和地協働センター	中央区和地町6578	  	
	篠原協働センター	中央区篠原町20399-1	  	
	神久呂協働センター	中央区神原町922	  	
	入野協働センター	中央区入野町9858	  	
	雄踏協働センター	中央区雄踏町宇布見5427		
(有)コスモグリーン庭好	中央区馬郡町756-1		 第1・3・5日曜 8:30~16:00 (12:00~13:00は受付不可) ※臨時中止の場合あり、要確認	
西消防署	中央区馬郡町4074-1			
平和最終処分場	中央区平松町77	  	    月~金曜 8:30~16:00	

●リサイクル拠点の紹介 (中央区・浜名区)

区	施設名	所在地	回収している資源物	
中央区	西部清掃工場	中央区篠原町26098-1	  	  (※古着要確認)    火～日曜 9:00～16:00 月曜祝日の場合は閉館
	農村環境改善センター	中央区伊左地町1320-1		
	南行政センター	中央区江之島町600-1	  	  毎日 9:00～17:00
	南陽協働センター	中央区下江町462	  	
	新津協働センター	中央区新橋町910	  	
	白脇協働センター	中央区寺脇町241	  	
	五島協働センター	中央区福島町242-1	  	
	可美協働センター	中央区増楽町1723-1	  	
	可美市民サービスセンター	中央区若林町925-1		
	飯田市民サービスセンター	中央区飯田町558		 (雑誌・雑がみ)
	いきいきプラザ天竜川	中央区青屋町300		 
	南部清掃センター	中央区堤町1011	  	   月～金曜 8:30～16:00
	旧南部清掃工場	中央区江之島町1715		 第1・3日曜 8:30～16:00
	浜名区	浜名区役所	浜名区貴布祢3000	 
浜名協働センター		浜名区小松2789	  	
鹿玉協働センター		浜名区宮口3171	  	
中瀬協働センター		浜名区中瀬3501-1	  	
北浜南部協働センター		浜名区寺島2946	  	
浜北地域活動・研修センター		浜名区於呂2829-1	 	
浜北消防署		浜名区西美園58		
浜北清掃センター		浜名区永島954	  	    月～金曜 8:30～16:00
北行政センター		浜名区細江町気賀305	  	  毎日 9:00～17:00
引佐支所		浜名区引佐町井伊谷616-5	  	
三ヶ日支所		浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1	  	
都田協働センター		浜名区都田町5563-16	  	
新都田市民サービスセンター		浜名区新都田三丁目13-1	  	 第2・4日曜 8:30～16:00 ※臨時中止の場合あり 要確認

●リサイクル拠点の紹介（浜名区・天竜区）

区	施設名	所在地	回収している資源物	
浜名区	北消防署	浜名区細江町三和2173-7		
	細江みどりのリサイクルステーション	浜名区細江町中川 遠鉄バス停「祝田南」向かい		毎月第2・4日曜 8:30～16:00
天竜区	天竜区役所	天竜区二俣町二俣481		毎日 9:00～17:00
	春野支所	天竜区春野町宮川1467-2		毎日 9:00～17:00
	佐久間支所	天竜区佐久間町中部18-11		
	水窪支所	天竜区水窪町奥領家 2980-1		月～金曜 9:00～17:00 祝日は除く
	龍山支所	天竜区龍山町大嶺570-1		
	二俣ふれあいセンター	天竜区二俣町二俣184-32		
	熊ふれあいセンター	天竜区熊1977-2		
	上阿多古ふれあいセンター	天竜区西藤平1555		
	下阿多古ふれあいセンター	天竜区上野172-3		
	光明ふれあいセンター	天竜区山東2309-8		
	竜川ふれあいセンター	天竜区横山町772-1		
	浦川ふれあいセンター	天竜区佐久間町浦川 2794-1		月～金曜 9:00～17:00 祝日は除く
	城西ふれあいセンター	天竜区佐久間町奥領家 1528-4		
	山香ふれあいセンター	天竜区佐久間町大井 2415-1		月～金曜 9:00～17:00 祝日は除く
	鹿島市民サービスセンター	天竜区二俣町鹿島559		
	龍山北市民サービスセンター	天竜区龍山町瀬尻982-2		
	佐久間歴史と民話の郷会館	天竜区佐久間町佐久間 429-1		月～金曜 9:00～17:00 祝日は除く
	天竜エコテラス	天竜区青谷1461		月～土曜 8:30～17:00
水窪・佐久間グリーンセンター	天竜区水窪町奥領家2258		月～金曜 8:30～16:00	

市HP

浜松市 ごみ出しアプリ

検索

ごみ出しアプリについて詳しくは

浜松市専用ごみ出し・分別 応援アプリ

「どこすてナビ」



有限会社浜名クリー

資源物回収業者一覧

区	回収業者名	所在地	電話番号	古紙類	古着類	アルミ	びん
中央区	(株)アーシス	中央区坪井町1559-26	☎448-8297	○		○	
	(名)稲木秋慶商店	中央区文丘町1-13	☎471-2481	○	○	○	
	(株)岩田商店	中央区神田町1488	☎441-1110	○	○	○	○
	(有)梅林商会	中央区市野町1233-3	☎422-1349	○	○	○	
	エス・ライナー(株)	中央区市野町550-2	☎432-5555	○		○	
	遠州運輸倉庫(株) リサイクル事業部	中央区白羽町263	☎441-0264	○	○	○	
	(有)遠州リサイクルセンター	中央区市野町570-1	☎435-1445			○	
	(株)紙資源リサイクルセンター 浜松東営業所	中央区流通元町1-3	☎421-7771	○	○	○	
	(有)久野商店	中央区兎野町219	☎426-2715	○	○	○	○
	(資)小坂商店	中央区西浅田一丁目8-20	☎441-0487	○		○	○
	(株)故紙セントートヨタ 浜松営業所	中央区有玉西町428-5	☎545-4012	○	○	○	
	(株)清水アルミ商事	中央区倉松町2285	☎449-5200			○	
	社会福祉法人 復泉会くるみ作業所	中央区南浅田二丁目12-26	☎444-3228			○	
	末広商店	中央区下石田町1029	☎421-0799	○		○	
	(株)干栄	中央区白鳥町968	☎545-7890	○			
	(株)坪野谷紙業 浜松事業所	中央区下石田町1850-5	☎422-1381	○	○	○	
	(有)服部商店	中央区西丘町760	☎436-2097	○		○	
	福田三商(株) 浜松事業所	中央区丸塚町71	☎463-3911	○	○		
	(株)山ス鈴木商店	中央区寺島町25	☎452-2424	○		○	
	(株)ライフファクトリーeco	中央区三幸町255	☎420-8251	○		○	
リカバリーセンター	中央区高丘東三丁目27-12	☎436-0443			○		

区	回収業者名	所在地	電話番号	古紙類	古着類	アルミ	びん
中央区	(株)リサイクルクリーン 浜松営業所	中央区西ヶ崎町1000-1	☎433-6211	○	○	○	
浜名区	(有)大野商会	浜名区貴布祢677-3	☎586-4004	○		○	
	(有)Kamiya R.C	浜名区根堅2475-3	☎583-0314	○		○	
	東名興産(株)	浜名区引佐町金指748	☎542-2311	○		○	
	(株)ニューリサイクル	浜名区尾野2278-1	☎582-3088			○	
	(有)松浦商店	浜名区小松3400	☎586-2865	○	○	○	
	山三紙業・金属	浜名区中瀬1509-1	☎588-1574	○	○	○	
天竜区	(株)中井商店 浜松営業所	天竜区船明760-1	☎925-6141			○	
	(株)リサイクルクリーン	天竜区二俣町二俣41	☎925-1366	○	○	○	

資源物集団回収での引き取りや、資源物が大量に出たときの処理先として利用できる業者など(市調べ)
※回収方法や取引詳細については、各業者にお問い合わせください。受け入れに際し、料金がかかる場合があります。

ゴミ 木製家具のリサイクル

家庭から出る木製家具(机・たんす・棚・イス等)を無料で回収します。必ず、前日までに予約し、下記の場所に持ち込んでください。

【予約申込先】一般廃棄物対策課 ☎453-6192

【持込先】

株式会社中野町チップ 伊左地工場

中央区伊左地町3007番地の1

月～土曜 9:00～16:00(12:00～13:00は受入不可)

※夏季・年末年始は休業日があります。(要確認)



注意

- ・ガラス、プラスチック、布、金属など木製以外のものは事前に取り外してください。
- ・お客様ご自身でコンテナBOXへ入れていただきます。
- ・事業活動で生じたものは回収できません。

お問合せ内容	お問合せ先	お問合せ日時
<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの減量に関すること ● ごみ処理計画に関すること ● 指定ごみ袋に関すること ● 環境美化推進員に関すること ● 事業系ごみ等に関すること ● ごみ・資源物の出し方や分別等に関すること 	<p>一般廃棄物対策課 中央区鳴江三丁目1-10</p> <p>☎453-0011 ☎453-6192 ☎453-6229</p>	<p>8:30～17:15 【休】土日祝 12/29～1/3</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 連絡ごみの品目・手数料・申し込みに 関すること 	<p>連絡ごみ 受付センター ☎453-2288</p>	<p>8:30～17:00 【休】土日 5/3～5/5 一部年末、 1/1～1/3</p>
<p>ごみの出し方等の各種お問合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ・資源物の出し方・分別等に関すること ● ごみ・資源物の収集に関すること ● ごみ・資源物の自己搬入に関すること ● ごみ集積所の設置等に関すること ● 不当排出・不法投棄等に関すること <p>※お住まいの地域を担当する事業所にお問い合わせください。 担当事業所は、分別カレンダーや市HPで確認できます。</p>	<p>北部収集窓口 センター 中央区半田山二丁目24-2 ☎431-5385</p> <p>平和清掃事業所 中央区平松町77 ☎487-1131</p> <p>南部清掃センター 中央区堤町1011 ☎441-3800</p> <p>浜北清掃センター 浜名区永島954 ☎586-8686</p> <p>天竜清掃事業所 (天竜エコテラス地内) 天竜区青谷2665 ☎488-7373</p> <p>水窪・佐久間 クリーンセンター 天竜区水窪町奥嶺家2258 ☎987-1957</p>	<p>8:30～17:00 【休】土日 5/3～5/5 一部年末、 1/1～1/3</p>

この手引きが不要になったときは、「雑がみ」としてリサイクルしましょう!

発行日／令和6年4月

発行者／浜松市 環境部 一般廃棄物対策課 ☎053-453-6229